

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百五・五を超え百分の百九十五」を「百分の百三を超え百分の百九十」に、「百分の百二十五・五を超え百分の二百三十五」を「百分の百二十三を超え百分の二百三十」に改め、同号イ中「百分の九十六を超え百分の百五・五」を「百分の九十三・五を超え百分の百三」に、「百分の百十六を超え百分の百二十五・五」を「百分の百十三・五を超え百分の百二十三」に改め、同号ウ、同項第二号及び第三号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に、「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。